平成３０年（フ）第８４４号
名古屋市中川区好本町３丁目10番地
債務者　株式会社日本コンタクトレンズ
代表者代表取締役　水谷　　純
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月５日午後３時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８４５号
東京都中央区日本橋箱崎町１番７号　千歳ビル
債務者　株式会社日本コンタクトレンズ研究所
代表者代表取締役　水谷　　純
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月５日午後２時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３５１号
広島市西区己斐上２丁目49番14―１号
債務者　平林　政宏
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
千葉県茂原市七渡3326番地12
債務者　村上　　優
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　陶山　嘉代
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第４１４号
京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地18
債務者　安田　　茂
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若宮　隆幸
4　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７３２号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目504番地　八事東サンハイツ503号
債務者　Ｂｅ　ｃｕｔこと　中島　健二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５９号
奈良県生駒市小平尾町53番地１　第５サンコウハイツ　204
債務者　岡田　浩幸
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　揚子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６２号
大阪市天王寺区上本町８丁目４番17号　ラシーヌ上本町902号
債務者　山本　俊士
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　和彦
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１６３号
大阪市天王寺区上本町８丁目４番17号　ラシーヌ上本町902号
債務者　山本　憲子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　和彦
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６６２号
愛知県半田市亀崎町６丁目132番地
債務者　浅井香保利
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６４号
福岡県宗像市日の里４丁目22番地６　コンフオート12　102号
債務者　竹下　將人
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　　翼
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０８号
福岡市博多区諸岡６丁目２番36―305号
債務者　中谷　啓治
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７５号
千葉市稲毛区園生町391番地101　エーデルハイム園生301号
債務者　船倉　　彩
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　耕三
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６０９号
千葉県船橋市前原西１丁目13番18―301号
債務者　工藤　隆志
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本橋　瞳美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係